

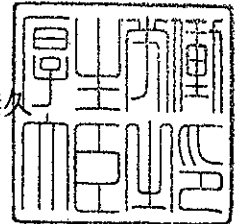


資料 1

厚生労働省発雇児0119第2号
平成27年1月19日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 両立支援等助成金の一部改正

一 その雇用する被保険者について、育休復帰支援計画を作成し、かつ、当該育休復帰支援計画に基づく措置を講じたものであつて、当該被保険者の育休休業をした期間が三箇月以上である中小企業事業主に對して、一の事業主につき三十万円を支給するものとする。

二 一に該当する被保険者と同一の被保険者について、育休復帰支援計画に基づく措置を講じ、当該被保険者を育休休業後六箇月以上継続して雇用した中小企業事業主に對して、一の事業主につき三十万円を支給するものとする。

第二 施行期日

この省令は、平成二十七年二月一日から施行するものとする。